

〔提言〕

「知る」から始める日本の安全保障

平成 30 年(2018 年)3 月

サイバー適塾第 16 期

安全保障グループ

目次

はじめに	1
第1章 日本を取り巻く環境の変化	3
1.1 米国の影響力の変化	3
1.2 中国の影響力増大	5
1.3 北朝鮮問題の緊迫化	6
1.4 領土・領有権問題	6
1.5 日本の国際的プレゼンス低下	7
1.5.1 世界における日本の経済情勢	7
1.5.2 日本の財政状況	8
1.5.3 日本と世界各国の国防、防衛費の現状比較	9
第2章 脅威に対する日本の実態	10
2.1 「あいまいな憲法解釈」	10
2.1.1 憲法第9条の解釈	10
2.1.2 専守防衛と集団的自衛権	11
2.1.3 憲法改正論議	12
2.2 「当事者意識のない世論」	12
2.3 「防衛関係費の財源維持への懸念」	13
2.3.1 防衛関係予算の拡大	13
2.3.2 厳しい財源確保	14
第3章 安全保障に関する戦後の経緯と歴史教育	15
3.1 戦後の安全保障の経緯	15
3.1.1 日本国憲法の制定	15
3.1.2 警察予備隊の創設	15
3.1.3 サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約	15
3.1.4 ベトナム戦争・沖縄返還	16
3.1.5 在日米軍駐留経緯	17
3.1.6 吉田ドクトリン	17
3.2 国民の知識・当事者意識の不足による思考停止	17
3.2.1 教育基本法の制定	17
3.2.2 近現代史の歴史教育	18
3.2.3 世界の歴史教育	20
3.2.4 沖縄の現状と認識不足について	21
3.3 思考停止	22
第4章 安全保障に必要な国力	24
第5章 提言 ～思考停止からの脱却に向けて～	26
5.1 われわれの経験したこと	26
5.2 思考力向上サイクル	27
5.3 思考力向上プログラム	27
おわりに	30
【参考文献】	32
【サイバー適塾 第16期生 安全保障グループ名簿】	33

はじめに

最近、日本周辺の国際情勢がかまびすしい。

金正恩朝鮮労働党委員長率いる北朝鮮は、2017年9月に6度目となる核実験を実施し、また度重なる長距離弾道ミサイルの発射実験を行い、一部は日本の上空を通過、一部は排他的経済水域内に着弾するなど、軍事力の示威行為を繰り返している。中国は、習近平国家主席による政権基盤が強化される中、台湾の独立を容認せぬと明言し、南シナ海や東シナ海では既存の国際秩序や従来の領有権を無視した領空侵犯・領海侵入と島嶼部への進出行為を行っている。さらに同国は、一帯一路構想やアジアインフラ投資銀行(AIIB)を立ち上げてアジア地域のみならず欧州にまでその影響力を広げようとするなど、巨大な軍事力と経済力を背景にした拡大政策を推し進めている。またロシアについては、プーチン政権が長期化の様相を呈する中、日本との間の北方領土問題は一向に解決の兆しを見せていない。

むろん、こうした周辺各国の動きは何も今始まった話ではない。北朝鮮の核開発は20年以上も前から進められてきており、中国やロシアの脅威はこれまでも存在し続けた。日本は四方を海に囲まれた海洋国家であり、歴史的に大陸からの侵略を防いできたわけであるが、これに加え第二次大戦後は米国との強い同盟関係が大きな抑止力となって、平和と経済成長を享受し続けてきたに過ぎない。日本は米国の核の傘に守られてきたがゆえに、周辺の諸問題にもかかわらず、世界の他の地域とは異なり、実際の武力衝突には至らなかった。しかしながら、2017年1月に成立した米国トランプ政権は「米国第一」の統治ビジョンの下、力による平和を掲げ、軍の再建や同盟関係重視の政策を強調してはいるものの、世界、こと極東・東アジア地域における米国の影響力は相対的に低下し、それが日本の安全保障の不安定さを助長する要因となっている。

では、戦後現在に至るまで、われわれ日本人は地域の平和維持のために何をし、何を考えてきたのか。「平和憲法」と呼ばれる日本国憲法の第9条では、自らの交戦権と軍隊を放棄した。代わりに専守防衛に徹する自衛隊が設立されたが、その存在そのものの合憲性が長く問われてきた。昨今多発する自然災害時の人命救助・復興活動において自衛隊の役割が広く認知されてはきたが、集団安全保障のために自衛隊を海外派遣するという話になると、多くの国民が諸手を挙げて賛成の立場をとることをためらいがちだ。

自国の領土と国民を守ることは国家にとって極めて自然かつ根源的な行為・権利のはずである。しかし、韓国による竹島の不法占拠、中国による尖閣諸島への進出や周辺海域での資源開発などに対し、日本は有効な手段を講じられていない。少し荒っぽい言い方をすれば、「ただ指をくわえて見ているだけ」のように思える。また、国際連合は、国連憲章の冒頭において集団的安全保障を謳っているが、そこに加盟しているはずの日本が、国連決議に応じて集団的自衛権を行使しようとするとき必ず一部国民の間から反対の声が上がる。戦闘地域には人員派遣をためらい、後方支援と資金協力のみで徹する日本の態度は、尊敬されるどころか、「金は出すが汗をかかない」と各国から冷たい目で見られがちだ。

これらは一つに、国を守り、国際秩序を守るためであっても武力行使は許さない、二度と過去の戦争の悲劇を繰り返してはならない、という現実主義に基づかない平和主義と自虐的な歴史観に多くの日本国民が憑りつかれていることが原因ではないであろうか。そう言えば、昔歴史の授業で、近現代史、特に戦後史は、受験までに間に合わず、駆け足で学習したことが思い出される。限られた学習時間の中、現代社会における国家のあり方について十分に考え、議論する機会もないまま大人になってしまった。国民の多くはそうなのではないだろうか。われわれサイバー適塾第16期安全保障グループ一同もサイバー適塾で学ぶ機会を得るまでは、安全保障に対する知識も当事者意識も、たいていの国民と同様に極めて限定的なものであった。しかし、各種調査や沖縄や台湾、香港をはじめとする国内外でのフィールドワークを通じて安全保障に対する理解が次第に深まるにつれ、脅威や課題が身近に存在し、「平和は無償では維持出来ない」という事を理解し、事実をしっかりと認識した上で自分の意見を持つことが重要であると強く感じるようになった。こうした原体験を踏まえ、われわれ国民が現実に向き合う姿勢の醸成、一人ひとりが当事者意識をもって考え、行動しなければ、わが国の安全、平和な市民生活、そして世界の平和と安定を実現できないと確信するに至ったのである。

われわれサイバー適塾第16期安全保障グループ一同は、『知る』から始める日本の安全保障』と題して、この提言書をまとめた。本提言は、昨今の日本を取り巻く安全保障情勢を認識し、国の捉え方や史実に関する認識レベルを踏まえ、国力向上のための施策を提案するものである。

われわれは、日本が存在感のある、世界から一目置かれる国家となるためには、「世界を牽引する経済力」、「確固たる防衛力」の有機的な連携を目指し、国民が「知る、考える、議論する、自分の意見を持つ」という参加意識の醸成が必要不可欠であると考えた。とりわけ日本の安全保障を堅持するために、広く国民に対して実効性と具体性のあるプログラムを意識して提言としてまとめた。

次章以降で具体的にわれわれが考えた安全保障に対する取り組み方について述べていく。

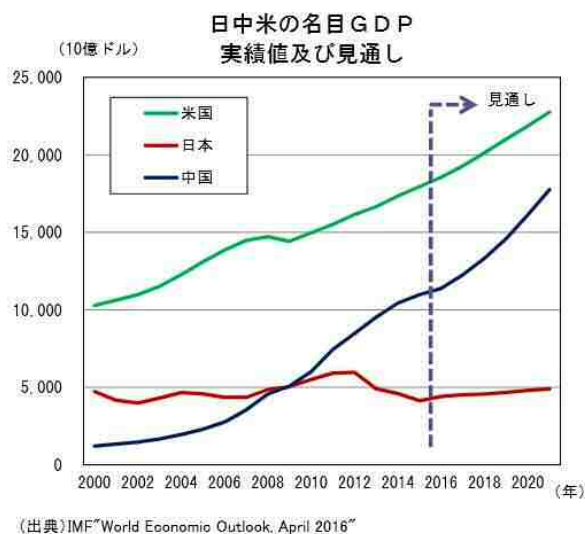
第1章 日本を取り巻く環境の変化

近年、急速に変化する国際情勢に伴い、日本における安全保障上の脅威も急激に増大しており、「国民」と「安全保障」との距離が接近している。本章では、その情勢について整理し、安全保障上の懸念について検討する。

1.1 米国の影響力の変化

これまで米国は、その圧倒的な国力によりプレゼンスを發揮し、世界のリーダーとして国際政治ならびに世界の安全保障の秩序を保ってきた。しかし、中国の台頭<図表 1-1><図表 1-2>を中心とした世界情勢の急変により、その国力は相対的に低下し、米国の覇権が移行期に入ったのは疑いないであろう。

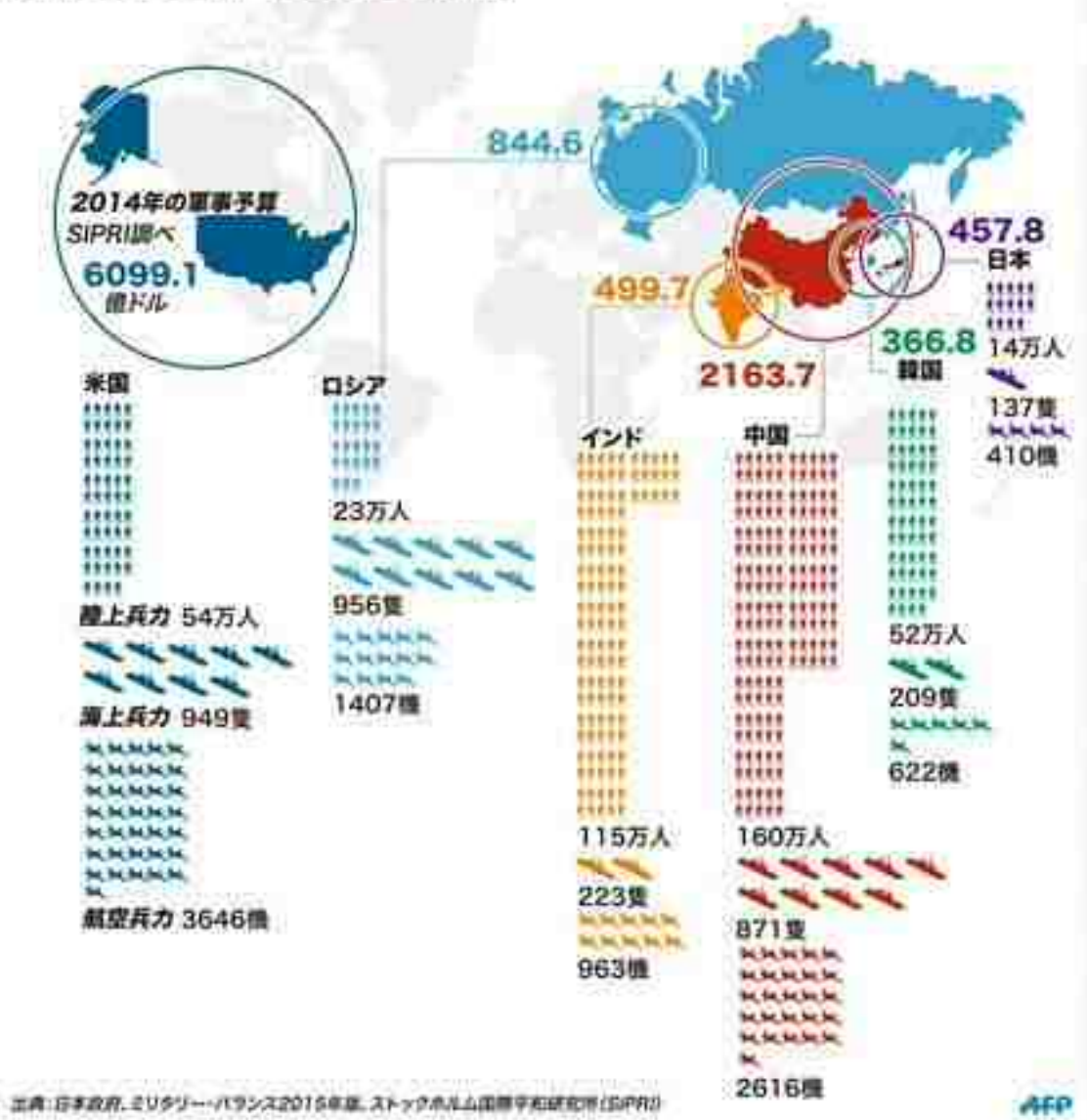
それを象徴するのが、米国外交政策の変容である。これまで米国は「世界の警察」としての役割を果たしてきたが、オバマ政権時代にそうした政策を転換し、それを如実に示したのがシリア問題への対応¹である。さらに、トランプ政権移行後、米国は「アメリカ・ファースト」を強調している。これは国際紛争のみならず、国際問題においても関与しないという意味であり、そのことはパリ協定離脱²、TPP 離脱³など、米国の自国一國主義的な政策をみれば明らかである。過去の歴史を振り返っても永続する覇権は存在しない。これまで米国は、過去の歴史の定説を覆し、絶対に衰退しない国を作る意識をもって、第二次世界大戦後、その体制を 70 年間維持してきたが、その威光が陰りを見せ始めているのだ。



図表 1-1

- ¹ オバマ前政権は 2013 年 8 月、化学兵器使用を「レッドライン」と規定し、シリアへの軍事攻撃に踏み切る姿勢を示したが、化学兵器使用が明らかになっても介入を見送った。
- ² トランプ大統領は 2017 年 6 月、ホワイトハウスで「米国は(パリ協定から)離脱する」と表明。同協定は同国の経済と雇用に打撃を与えると主張し、離脱は「米国の主権を改めて主張する」意味合いがあるとして「米国第一主義」を強調した。
- ³ トランプ米大統領は 2017 年 1 月、環太平洋経済連携協定(TPP)から「永久に離脱する」とした大統領令に署名。「アメリカの産業の発展を促し、アメリカの労働者を守り、アメリカ人の賃金を引き上げるために、可能な限り二国間貿易交渉を進めていく」としている。

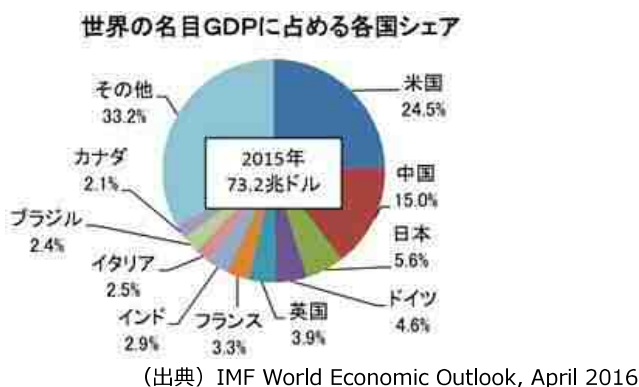
日中など6か国の軍事力比較



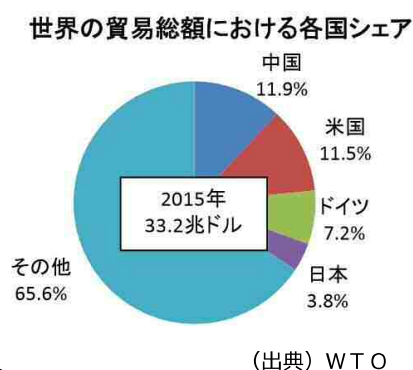
図表 1-2

1.2 中国の影響力増大

中国における経済成長は、近年、そのスピードには陰りが見えつつあるものの、人口約 13 億人という国家規模を最大限に活かし、積極的な覇権闘争を繰り広げている。名目 GDP(ドルベース)は、2010 年に日本を上回り、米国に次ぐ世界第 2 位に浮上しく<図表 1-3>、貿易総額においても 2013 年に米国を上回り、世界第 1 位となっている<図表 1-4>。



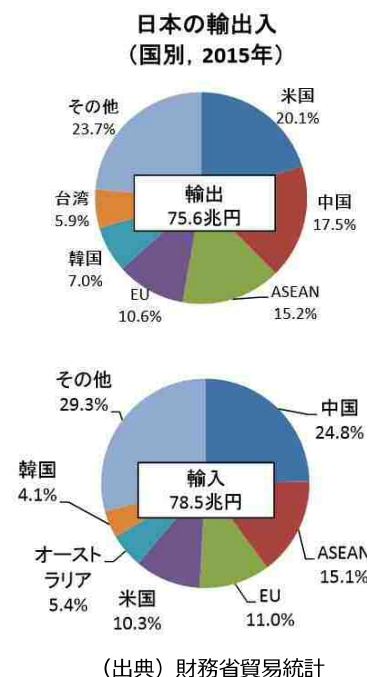
図表 1-3



図表 1-4

中国は日本にとって最大の貿易相手国であり<図表 1-5>、対中国の投資額は世界第 3 位(進出企業数は第 1 位)である。さらに、2015 年の訪日中国人数は前年比 107%増の 499 万人と過去最高を記録している。このように、経済関係において両国は相互依存関係にあるように見えるものの、実際は尖閣諸島問題が再燃するなど、日中関係⁴ならびに双方の国民感情は、過去最悪の状態となっている。

2017 年 10 月、第 19 回共産党大会が開催され、党の最高規則である党規約に「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」という文言が盛り込まれた。党規約に国家主席の名前を冠した思想が入るのは過去「毛沢東のみ」であり、共産党一党支配の中国における「習近平」への権力集中が見て取れる。なお、習近平国家主席は演説の中で「中華民族の偉大な復興」「世界最高レベルの軍事力を目指す」と述べており、これまで米国中心に築き上げてきた自由民主主義体制への覇権挑戦を宣言したと理解できる。



図表 1-5

⁴ 日本政府による尖閣国有化以降、同海域において中国の行動が活発化。H27 年度の中国公船による尖閣諸島接近(接続水域内)回数は 709 回。同じく H27 年度、日本領空に接近した中国機に対し航空自衛隊機が緊急発進(スクランブル)した回数は 571 回(国別の統計を取り始めた 13 年度以降で最多)。

⁵ 2014 年 9 月 9 日に公表された、特定非営利活動法人言論 NPO と、中国国営の中国日報社が共同で行った世論調査では、中国の印象を「良くない」、「どちらかといえば良くない」と答えた日本人は 93%に上り、日本の印象を「良くない」、「どちらかといえば良くない」と答えた中国人は 86.8%であった。

1.3 北朝鮮問題の緊迫化

北朝鮮は国際社会からの圧力にもかかわらず、長距離弾道ミサイル発射実験を重ねるとともに、6度にわたり核実験を強行するなど核開発に相変わらず固執し続けており、日本を含めたアジア・太平洋地域の平和と安定に対する重大な脅威となっている。

北朝鮮では 2011 年末に金正日総書記が死去し、その後金正恩氏を後継者とした体制となったが、以前と変わらぬ独裁体制が継続しており、金正日総書記の遺訓とされる「核と長距離ミサイル、生化学兵器を絶えず発展させ十分に保有することが朝鮮半島の平和を維持する道であることを肝に銘じよ」との指示が忠実に受け継がれている状況にある。

トランプ政権においては、米国本土へのミサイル到達が現実味を帯びてきたことなどから、「戦略的忍耐」を基調として進めてきたこれまでの対北朝鮮政策を転換し、北朝鮮を「テロ支援国家」に再指定し、最大限の圧力を継続する姿勢を改めて鮮明にしている。

1.4 領土・領有権問題

その土地にある天然資源や海洋資源の領土や領有権をめぐり、世界中のあらゆる地域で問題が生じている。日本においても、ロシアとの領土問題が続く北方領土、韓国の不法占拠により領有権を巡る問題がある竹島、中国からの断続的な圧力を受けている尖閣諸島の問題を抱えている。領土・領有権問題の解消には、歴史的事実や国際法上の何らかの根拠が必要であり、その解決に向けて争点となるのは、古くからの実行支配があるかどうかである。もしそれが双方にない場合は、どちらが先に発見し、領有を宣言したかどうか、どのような公文書や史実があるかどうかを鍵となる。

それゆえ、これらの領土・領有権問題がなかなか解決しない理由は、どちらの言い分にも一定の根拠があり、一方の主張がすべて正しいとの証明が困難だからである。

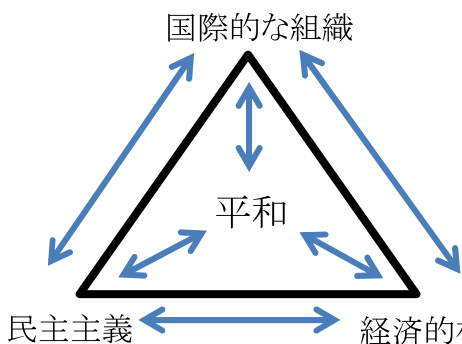
領土・領有権問題について世界に目を向けたとき、力によって実効支配している実例として「ロシアのクリミア問題」と「中国の南シナ海問題」がある。

クリミアは武力によって現状を変え、国境を変えた。プーチン大統領は北朝鮮問題に対して「対話が必要」と言っているが、実際北方領土やクリミア問題については対話での解決策は今のところ見出せていない。

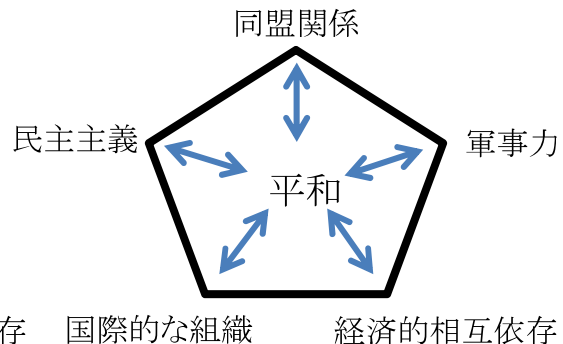
また、中国は、南沙諸島に人工島造成を進め、南シナ海のほぼ全域に権利が及ぶと主張しており、軍事拠点化と推測される動きも見せている。

これらのように、対話では解決できない問題があるということをもまず理解しなければならない。つまり、本人に方針を改めようという意思がなければ対話は無意味なのである。

【参考】戦争リスク回避のための要件



<図表 1-6>カントの三角形

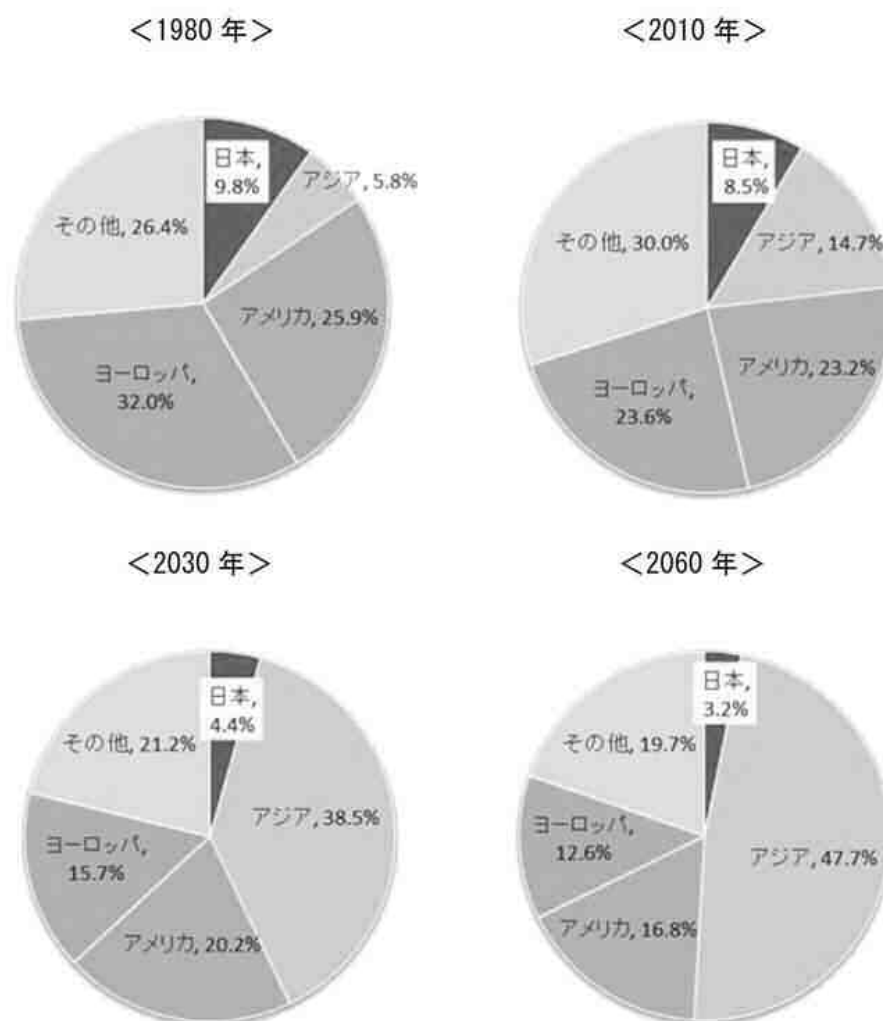


<図表 1-7>ラセットとオニールの「平和の五要件」

1.5 日本の国際的プレゼンス低下

1.5.1 世界における日本の経済情勢

世界経済における日本のプレゼンスは弱まりつつある。世界の GDP に占める日本の割合の推移<図表 1-8>をみると、1980 年に 9.8%だったものが、1995 年には 17.6%まで高まった後、2010 年には 8.5%になり、ほぼ 30 年前の位置付けに戻っている。現在のまま推移した場合には、国際機関の予測によれば、2030 年には 4.4%、2040 年には 3.8%、2060 年には 3.2%まで低下するとされている。



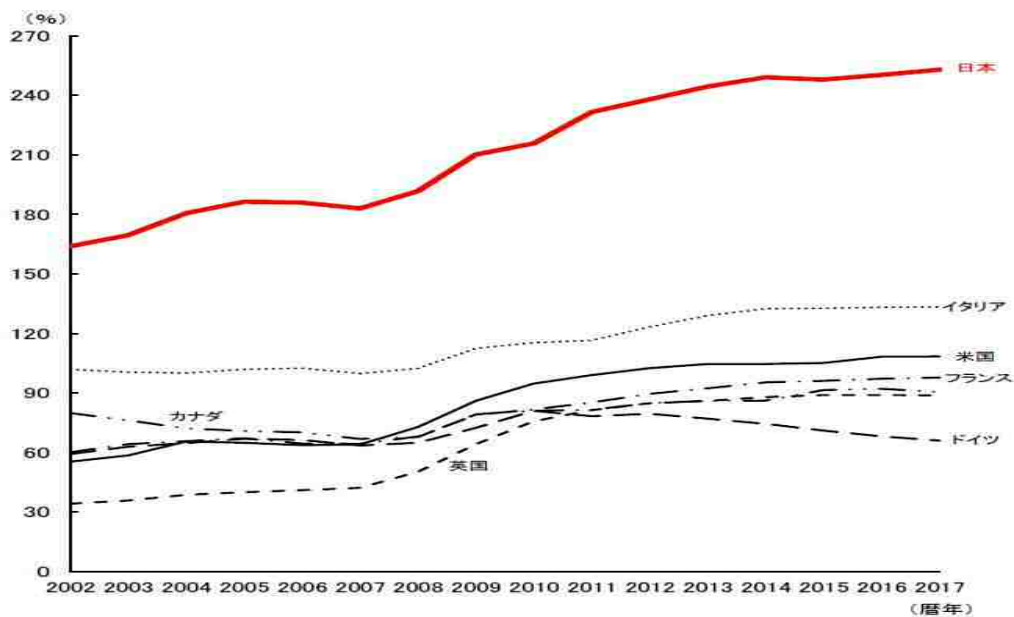
(出典) IMF“World Economic Outlook Database, October 2014”、OECD “Economic Outlook (May 2014)” に基づき「選択する未来委員会」にて作成 (第 13 回 委員会報告<参考資料集>)

図表 1-8 世界の GDP に占める日本の割合の推移

1.5.2 日本の財政状況

2018年度予算の各省庁からの概算要求は、高齢化による年金財源や医療の高度化などによる社会保障費の増加、待機児童対策や教育費の無償化など人材投資にかかる財源の増加を背景に100兆円の台を超えたが、税収は伸び悩んでおり財源の捻出は容易ではない状況にある。2017年12月に政府が公表した「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、雇用・所得環境の改善が続く、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれているが、2016年度の税収総額は前年度比1.5%減の55兆4686億円で7年ぶりのマイナスとなった。また、2018年度予算における税収は約59兆円が見込まれているが、同年度中には消費税率10%への引き上げの最終判断も迫っており、も大幅な税収増は見込みにくい状況である。

なお、債務残高の対GDP比<図表1-9>を見ると、1990年代後半に財政健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、わが国は急速に悪化しており、最悪の水準となっている。



年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本	215.8	231.6	238.0	244.5	249.1	248.0	250.4	253.0
米国	94.7	99.0	102.5	104.6	104.6	105.2	108.2	108.4
英国	75.7	81.3	84.8	86.0	87.9	89.0	89.0	88.8
ドイツ	81.0	78.3	79.5	77.1	74.5	71.0	68.2	65.9
フランス	81.7	85.2	89.6	92.4	95.3	96.1	97.2	97.8
イタリア	115.4	116.5	123.3	129.0	132.5	132.7	133.2	133.4
カナダ	81.1	81.5	84.8	86.1	86.2	91.5	92.1	90.5

(出典) IMF "World Economic Outlook Database" (2016年10月)

(注1) 数値は一般政府ベース。

(注2) 本資料はIMF "World Economic Outlook Database" による2016年10月時点のデータを用いており、2017年度予算の内容を反映しているものではない。

図表 1-9 債務残高の国際比較 (対GDP比)

1.5.3 日本と世界各国の国防、防衛費の現状比較

ストックホルム国際平和研究所調べによる金額ベースでの各国の軍事、防衛費比較<図表 1-10>を見ると日本の防衛費は世界で第8位となっている。ここでは米国、中国の軍事費が突出していること、上位5位と6位以下の差が大きいことがわかる。また、最近10年間における日本周辺国の国防費の変化<図表 1-11>では米国、日本は横ばいであるのに対し、中国は着実に増加させてきており、ロシアも2016年までは中国を上回るペースで増加させてきたことがわかる。

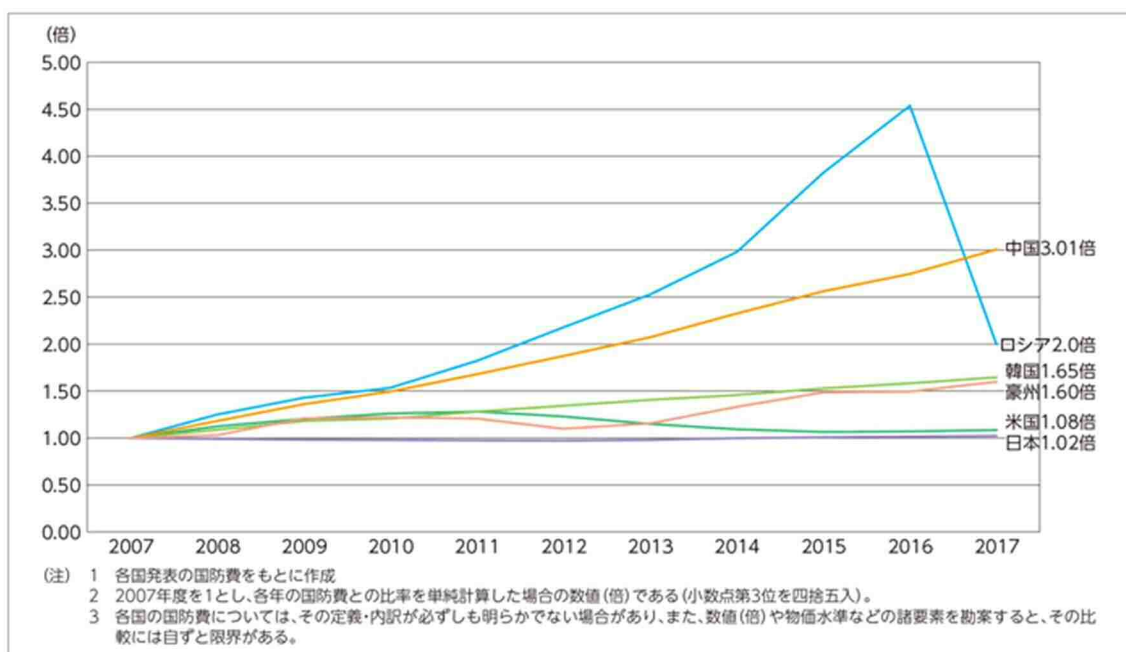
これらのことから、世界における日本のプレゼンスの低下が見て取れるのである。

単位:億ドル

順位	国名	軍事、防衛支出
1	米国	6,111
2	中国	4,118
3	インド	2,153
4	ロシア	1,833
5	サウジアラビア	1,730
6	フランス	627
7	英国	515
8	日本	492
9	韓国	477
10	ドイツ	477

出典: 世銀(World Bank) 2016年

図表 1-10 世銀 (World Bank) による軍事、防衛支出



出典:平成 29 年度版防衛白書 P256

図表 1-11 最近 10 年間における周辺国の国防費の変化

第2章 脅威に対する日本の実態

第1章で日本を取り巻く安全保障の情勢について述べたが、日本がこれに適確に対応できているか考えた場合、いくつかの問題が浮き彫りになった。そのうち、「法律」、「世論」、そして「防衛関係費」の3つにわれわれは着目した。本章では日本の安全保障が脅かされる事態に対応していく際のこれら3つの懸念点について説明する。

2.1 「あいまいな憲法解釈」

2.1.1 憲法第9条の解釈

日本における安全保障に関係する法律には、憲法をはじめとして自衛隊法や有事法制(武力攻撃事態対処関連法)などがあるが、国家の根本規範である憲法について安全保障上どのような規定があるかを見てみたいと思う。

日本国憲法制定の経緯は次章に詳しく述べるが、日本国憲法第9条は憲法の三大原則の1つである平和主義を規定しており、「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」の3つの要素から構成されている。日本国憲法を「平和憲法」と呼ぶのは、この第9条の存在に由来している。

なお、日本国憲法第9条の条文は以下のとおりである。

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

では、仮に日本が他国から武力による侵攻を受けた際に、憲法第9条に則ると一切の武力による反撃もできないのであろうか。これについて日本政府は「憲法第9条の規定は独立国家である日本の主権国家としての固有の自衛権を否定するものではなく、自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の防衛力を保持することは、憲法上認められる。」と解している。この考えに基づき、日本は専守防衛⁶を基本方針とした自衛隊を組織しているのである。

次に、政府解釈の中で保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限の防衛力でなければならないとあるが、では最小限の防衛力とはどのように決まるのか。それは一元的に決まるものではなく、その時々国際情勢や軍事技術のバランスやその他の諸条件により変わり得る相対的な面があるものと解されている。この自衛力が憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、保持する全体の防衛力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、保持する防衛力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられ

⁶ 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。防衛省編『平成29年度版防衛白書』(2017年)、234ページ

る、いわゆる攻撃的兵器⁷の保有は、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されないとされている。

2.1.2 専守防衛と集団的自衛権

また、憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文⁸に規定している「国民の平和的生存権」や憲法第13条⁹が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とすると定めていることを考慮すると、憲法第9条が、国家の平和と安全を維持するために必要な自衛の措置をとることを禁止しているとは解されない。一方で、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、従来から日本政府が表明してきた「専守防衛」の考え方である。

しかしながら、昨今の軍事パワーバランスの変化や大量破壊兵器などの脅威などにより日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模などによっては、日本の安全保障上の脅威となることも現実に起こり得る。そのため、2014年7月に当時の安倍政権は従来の憲法第9条のもとで認められる自衛権発動のための「武力の行使の三要件」¹⁰を見直し、従来日本に対する武力攻撃のみを想定していたものを、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃によるケースも新たに加えた、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置としての「武力の行使の新三要件」¹¹を閣議決定した。これにより集団的自衛権の行使が認められたのである。

ただし、この閣議決定では、集団的自衛権について次のように記されていることに留意しなければならない。

“わが国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。”

⁷ 相手国の国土の壊滅的な破壊のためのみに用いられる、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母のような兵器。防衛省編、前掲書、232 ページ

⁸ 憲法前文抜粋「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

⁹ 憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

¹⁰ 1.わが国に対する急迫不正の侵害があること、2.この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと、3.必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。防衛省編『平成25年度版防衛白書』(2013年)、101 ページ

¹¹ 1.わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、2.これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、3.必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。防衛省編『平成29年度版防衛白書』(2017年)、233 ページ

つまり武力を行使するかどうかの判断基準はあくまでも三要件を満たすかどうか、換言すると憲法上許容されるか否かによって判断されるべきであり、個別的自衛権や集団的自衛権などの国際法上の概念によるものではないという点である。

2.1.3 憲法改正論議

以上のような考え方にに基づき、現行憲法の下においても安全保障上の脅威への対応が一応図れるものとなっている。われわれは必ずしも憲法改正ありきで議論を進めているわけではないが、「戦力の不保持」および「交戦権の否認」を謳いながらも、上述の解釈により自衛隊という防衛力を保持し、条件付きの武力行使が可能となるなど、国家の基本とも言える防衛が「解釈」により運用されていることに疑問を感じざるを得ない。

現在、安倍首相は憲法第9条へ自衛隊を明記する改正案を示し、国会で議論がなされている。具体的な改正内容については今後より検討が深まっていくものと思うが、憲法改正には最終的に国民投票による過半数の賛成が必要となる。にもかかわらず、われわれ国民の間で憲法改正の必要性はどの程度理解され、議論されているのであろうか。

2.2 「当事者意識のない世論」

前節で憲法改正についての議論が行われていることを述べた。NHKが2017年に行った憲法に関する世論調査によると、「憲法改正が必要か？」という質問に対して「必要」との回答が43%で、「必要ない」の34%を上回っている。

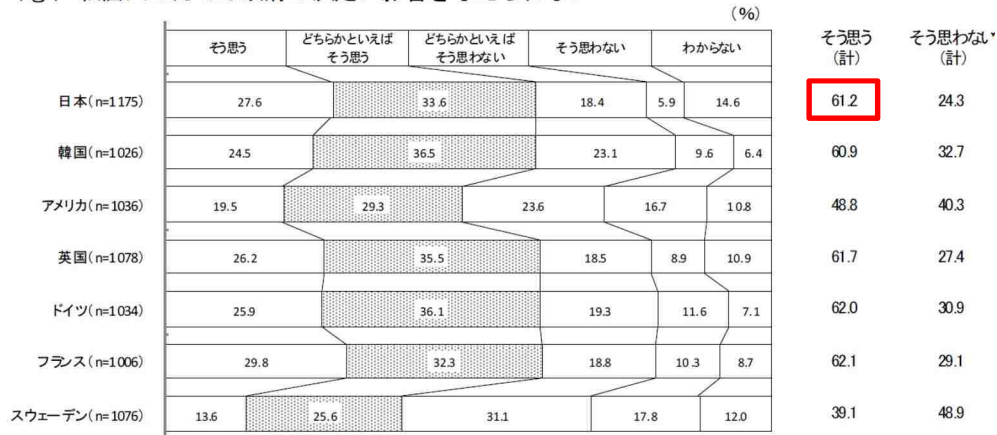
一方、同調査の「改憲の議論はどの程度深まっているか？」という質問に対しては、「あまり深まっていない」、「まったく深まっていない」、「わからない」の回答合計が72%となっており、必要と考える人が多いにもかかわらず、世論を形成する国民の理解不足が明らかとなっている。これは政府が十分な説明を尽くせていない一面もあるのかもしれないが、国民が憲法改正について能動的に知ろうという努力を怠っており、当事者意識が薄いということではないだろうか。

また、こうした国民の無関心さは、参政権の行使である投票率の低さにも表れている。18歳からの選挙権が導入されて以降に行われた2016年の参議院議員選挙の投票率は54.7%、2017年の衆議院議員選挙は53.7%であった。2017年に他国で行われた国政選挙の投票率は、ドイツ連邦議会選挙が76.2%、フランス大統領選挙が74.6%、イギリス総選挙が68.7%、韓国大統領選挙が77.2%となっており、日本の投票率の低さが目立っている。

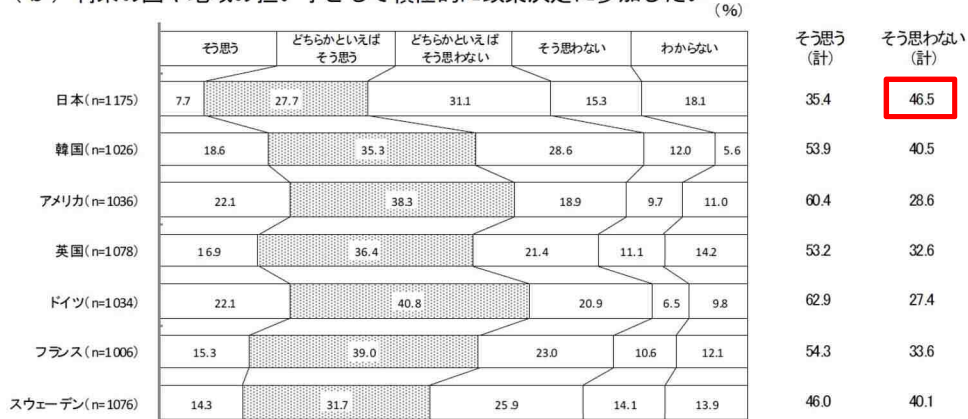
2013年に内閣府が行った調査<図表 2-1>によると「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」という質問に対して「そう思う」と答えた割合が調査対象国7カ国中2位、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」に対して「そう思わない」との回答が7カ国中1位となっている。

「法律や政治などは一部の専門家に任せておけばよい。自身の生活には関係のないことだ。」という当事者意識を持ってない国民が無責任な世論を形成してしまっているのではないだろうか。

(g) 私個人の力では政府の決定に影響を与えられない



(b) 将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい



(出典)内閣府「平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」

図表 2-1

2.3 「防衛関係費の財源維持への懸念」

2.3.1 防衛関係予算の拡大

従来の安全保障の対象となっていた伝統的な脅威への備えに加えて、サイバー空間や宇宙空間といった新たな領域の防衛体制整備の強化や充実の必要性が増している。このような情勢を受けて日本政府は、2018 年度に最終年度を迎える中期防衛力整備計画¹²の見直しと合わせ、通常 10 年ごととされる防衛計画の大綱¹³の改定を前倒して行う考えを示している。安倍首相は「従来の延長上ではなく、国民を守るために真に必要な防衛力のあるべき姿を見定めていきたい」と述べており、ミサイル防衛力強化や AI(人工知能)などの最新技術を取り入れた装備の整備に重点をおくとみられている。

このような状況を受けて 2017 年 12 月に発表された 2018 年度防衛関係予算は、5 兆 1,911 億円(SACO¹⁴・米軍再編などを含む)と過去最大となる見込みである。これは弾道ミサイル攻撃への対応や、島嶼部に対する攻撃への対応を念頭においたものであるが、2017 年 11 月の日米首脳会

¹² 防衛大綱で示された防衛力の目標水準の達成のために、5 か年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を明示したもの。防衛省編、前掲書、237 ページ

¹³ 今後のわが国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを示したもの。同上、237 ページ

¹⁴ Special Action Committee on Okinawa(沖縄に関する特別行動委員会)の略であり、沖縄に所在する米軍施設・区域にかかわる諸課題に関し協議することを目的として、1995 年、日米両国政府によって設置された。(防衛省 http://www.mod.go.jp/j/approach/zaiweigun/okinawa/saco_final/ 2018/2/15)

談でトランプ大統領が求めた米国製防衛装備品の購入拡大要請に応え、日米同盟の強化を示す狙いもあるとみられている。

2.3.2 厳しい財源確保

しかしながら、その財源確保という面では非常に厳しい環境に直面していると言わざるを得ない。第1章で述べたように少子高齢化に起因する社会保障費の増加などから歳出は拡大する一方であり、防衛関係予算に限らず財源確保は容易なことではない。

また、2014年4月には武器や防衛関連技術の輸出を原則的に禁止していた従来の「武器輸出三原則」¹⁵を見直した「防衛装備移転三原則」¹⁶が閣議決定されている。これは防衛装備品の開発や生産にかかる費用の高騰に鑑み、一国で開発するよりも複数の国が関った方が費用負担を分散できるという考えに基づくものであり、日本においては2015年10月に発足した防衛装備庁がそれを主導する役割を担っている。同盟国である米国はもちろんのこと、英国とは空対空ミサイル共同開発や将来戦闘機に関する情報交換について、オーストラリアとは船舶の流体力学の共同研究や将来潜水艦の導入について、インドへのUS-2救難飛行艇導入、フィリピンへのTC-90練習機の移転をはじめとしたASEAN諸国との意見交換が進められていた。

しかしながらその成果は芳しいものとは言えない現状である。総額約4兆円の大型案件として注目されたオーストラリアへの将来潜水艦導入についてはフランス企業の採用が決定され、他の案件についても交渉は難航しているとみられている。オーストラリアの事例では現地製造による雇用対策でフランス企業に遅れをとったことが敗因とみられており、防衛装備品の品質や価格だけではなく政治経済情勢も考慮したアプローチが必要とされている。

第二次安倍政権発足後の2013年度以降、防衛関係当初予算は6年連続増額されているが、北朝鮮を念頭においた弾道ミサイル防衛や東シナ海における島嶼防衛など喫緊の対応が必要な問題が多数あり、今後も防衛関係予算が増加すると予想され、いかに財源を確保していくかが課題となる。

¹⁵ 武器輸出三原則とは、次の三つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

1. 共産圏諸国向けの場合
2. 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合
3. 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

(外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sannngen.html> 2018/2/15)

¹⁶ 2014年4月に国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則等に代わる新たな原則として策定された。防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続き、歯止めについて明確化したもの。防衛省編、前掲書、446ページ

第3章 安全保障に関する戦後の経緯と歴史教育

第2章では日本を取り巻く環境の変化に対するわが国の懸念事項を述べたが、本章ではその背景について考えた。われわれはそれが「戦後外交」と「歴史教育」にあると考えており、なぜそのような考え方に至ったのかを説明する。

3.1 戦後の安全保障の経緯

3.1.1 日本国憲法の制定

1945年10月日本政府に対し、連合国最高司令官ダグラス・マッカーサー（以下マッカーサー）から憲法改正について示唆を与えられ、憲法問題調査委員会が設置される。1946年2月8日同委員会作成の「憲法改正要綱」がGHQに提出されるが、あまりに保守的であると批判される。事前のスクープにより内容を知っていたマッカーサーは次の3原則（①天皇制の存続、②戦争放棄、③封建制の廃止）を指針として1週間で草案を作成するよう2月3日にGHQに指示した。

2月13日GHQより憲法改正要綱の拒否とGHQ草案が提出された。日本政府はこのGHQ草案に沿う憲法改正の方針を決め、日本政府案を作成。帝国議会における審議を経て、1947年5月3日、「日本国憲法」が施行された。

3.1.2 警察予備隊の創設

1950年6月に勃発した朝鮮戦争により在日米軍が多数派兵される中、マッカーサーは日本政府に対し、75,000人からなる「警察予備隊」の創設及び8,000人からなる海上保安力の増員を指令する。これは主に日本に駐留していた米軍を朝鮮に派遣したために生じた国内の治安上の不備を補うためのものであったが、吉田首相は国会に諮ることなく政令で警察予備隊を創設した。これが後に保安隊、さらに自衛隊に改組されることとなった。

3.1.3 サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約

米国は、すでに冷戦状態にあったソ連に対する日本の価値（工業力、人口、地理的位置など）を認識するようになっていたが、朝鮮戦争によりさらに日本の価値が急上昇することになる。この日本の戦略的価値の上昇により、日本を西側陣営につなぎとめるためにも、米国は寛大な講和を早期に実現する必要があるとの判断を固めた。しかし、米国政府内には国務省と軍部の意見の対立があり、国務省は早期に講和を締結することに積極的であったが、軍部は軍事的な価値を重視し、日本の基地を長期に、また自由に使いたいとの意向があった。一方日本も講和後の安全保障について対内的なことは自力で、対外的なことは米国に依存する考えを固めていたため、安全保障に関する取り決めは基本的なところで考え方が一致していた。

米国からの軍整備の要求と米軍の駐留をどのような形で認めるかが問題となっていたが、講和とは別に日米安全保障条約を締結することとなった。いわゆる旧日米安全保障条約であるが、日本政府は米国の軍整備要求に対し、軽装備・米軍駐留の方針であったため、米国からは軍備を持たない日本と集団的自衛権の関係に入ることはできないとのことから駐留の目的を、「極東における国際の平和と安全の維持ならびに日本国の安全に寄与するために使用することができる」、とし日本本土の防衛義務はない、との対等ではない条約の締結となった。

米国は講和後の米軍駐留が確保されると、日本に対し寛大な平和条約案を示し、1951年9月8日共産主義陣営の国々以外の米国など西側48ヵ国と対日平和条約に調印し、同日、安全保障条約も締結された。1952年4月28日サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約が発効し、日本は独立国家として国際社会に復帰した。

一方、ソ連をはじめとする共産主義諸国とは講和ができなかったこと、また、中国との関係で日本は台湾の国民政府との間に正常な関係を再開するとしたこと、また、平和条約3条により沖縄と小笠原を米国の施政権下に置くことを承認しなければならなかったことなど将来的な問題を含んでいた。

また、対等ではない日米安全保障条約にも国内から多くの批判が集まるようになった。日本が経済復興の軌道に乗り、ソ連と国交を回復し、国連にも加盟しており、このまま不平等条約と言われている安保条約に固執すれば米国離れが進む可能性があり、また特に沖縄基地問題で軍用地買い上げ問題を機に反米運動が高まっていた。このような社会的背景もあり、1960年6月旧安保条約の不備をさまざまな点で是正する新日米安全保障条約(米国の日本防衛義務の明文化、条約の期限、内乱条項削除等)が締結された。

3.1.4 ベトナム戦争・沖縄返還

1952年に締結したサンフランシスコ平和条約により沖縄が米国民政府の下で琉球政府として発足したが、米軍による民有地の無理な土地収用や数々の民生面での配慮を欠いた行動により反米感情が激しくなっており、沖縄県民の祖国復帰への願いは大きくなっていった。1965年佐藤首相は戦後の日本の首相として初めて沖縄を訪問し、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、戦後が終わっていない」と発言し、沖縄返還に政治生命をかけていた。

1960年後半になるとベトナム戦争激化に伴い、日本政府はベトナム戦争に加担しない平和主義と、基地を自由に使いたい米国の意向に沿う対米基軸路線の2つの原則の間に板挟みとなる。しかし日本政府は沖縄施政権返還を達成するために、米国に対してよき理解者であることを印象づける必要があったため、対米協力の路線は維持しながら、他方で日本の安全保障面での役割を可能な限り限定しようとし、国内の平和主義の要請を満たそうとした。

このような状況の下、ベトナム戦争の泥沼化により戦争を終結することを公約に掲げた米国のニクソン大統領が就任し、米国の極東戦略に必要な米軍基地の軍事的役割を損なわない保障と、米国のアジア外交全般に政治的な支持を与えることを条件に、沖縄の施政権を返還することを約束し、1971年6月に沖縄返還協定¹⁷が締結され、1972年5月15日に日本に返還されることとなった。

¹⁷ 日本への沖縄の施政権返還を定めた日本とアメリカとの間の協定。1971年(昭和46)6月に調印、翌年五月発効。正式には「琉球諸島および大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」という。

3.1.5 在日米軍駐留経緯

沖縄戦後、海兵隊は米国本土などへ撤退したが、1953年に朝鮮戦争の後方支援として再び日本本土へ配備された。その後、砂川闘争¹⁸やジラード事件¹⁹などで本土での反米感情が高まり、60年の安保改定を控えた日米両首脳は本土の海兵隊を米国施政権下の沖縄へ移駐させることに決めた。その後、米国側の財政難から撤退案が出たが日本政府がこれを引き留め、1978年から「在日米軍駐留経費負担」(思いやり予算)がスタートした。これにより沖縄に基地が固定化されることとなった。

3.1.6 吉田ドクトリン

戦後、経済優先の方針を通称「吉田ドクトリン」と呼んでいる。日本国憲法の制限の中で安全保障の多くを同盟国である米国に担ってもらい、日本政府は経済成長を最優先課題として国家戦略の方針としてきた。

当時の首相である吉田の狙いは、国力の全てを第二次世界大戦後の疲弊した日本の経済復興に充て、その間の国防を米国に担わせることであった。米国は朝鮮戦争勃発後になって日本の軍事費を増加させるよう再三要求したが、日本政府は日本国憲法のうち第9条第1項を盾に警察予備隊と海上警備隊から保安隊・警備隊、最終的に1954年に陸上自衛隊と海上自衛隊を創設したが歳出を占める軍事費の割合を増やすことを拒んでいる。

結果的に貿易および技術革新に焦点をあわせたこの国家方針をとることにより、日本は軍事費を掛けずに平和と安定を享受しながらも奇跡的な経済復興を遂げ、世界の大国としての地位を回復することができたのである。

このように、この外交方針は、国際情勢をうまく利用し国際社会における日本の存在感を増すことであった。

3.2 国民の知識・当事者意識の不足による思考停止

安全保障に関する戦後外交の実態は前節で述べた通りである。では、これらが教育の現場でどう扱われ、われわれ国民がどう感じるようになったのかについて、実際に沖縄・台湾・香港で見聞きした事も交えながら述べていきたい。

3.2.1 教育基本法の制定

戦前の教育に問題があったとするGHQは、日本の教育改革を実施した。具体的には米国から教育専門家を招聘し、軍国主義的、極端な国家主義的な思想および教育の排除を徹底しつつ、これに代わる民主的な教育の理念、制度などを提言した。これにより日本政府はGHQの指導を受けながら、1)国民の反省、2)軍国主義および極端な国家主義の除去、3)民主主義の徹底、4)平和的文化国家の建設他からなる「新教育指針」を発表した。その後、日本国憲法第26条に「教育を受ける権利」が規定されたことに伴い、教育の基本となる理念・原則について法律をもって定めよう

¹⁸ 米軍立川基地がある砂川町(現立川市北部)の市民は米兵による暴力や、飛行機の爆音による騒音など基地公害に悩まされていた。昭和30(1955)年、立川基地拡張計画案が通達されると、地元の住民はこれに反対して警察予備隊(機動隊)との激しい衝突が繰り返され、多くの血が流された。

(総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/situation/state/kanto_21.html 2018/2/15)

¹⁹ 1957年、群馬県相馬ヶ原演習場で米軍兵士が藁きょう拾いの農婦を射殺した事件(五百旗頭真編『戦後日本外交史』、95ページ)

する動きが高まり、「教育基本法」が制定され、「教育勅語²⁰」が廃止された。これが戦後教育の基礎となり、二度と軍国主義、国家主義にならない「平和教育」が行われるようになった。

3.2.2 近現代史の歴史教育

日本の現在の歴史カリキュラムにおいて、中学校社会科地理・歴史分野は週 3 時間、年間 105 時間という状況である。歴史教育は縄文時代や弥生時代から始まり中世に多く時間を割いているため、近現代史の学習が不足している状況が課題となっている。近現代史は歴史的解釈が必ずしも確立されていないことや、イデオロギー問題につながりやすいため、タブー視されてきたことも要因であると考えられる。また、中学までは必修であるが、高校からは選択制であり日本史を学ばずに成人になるケースもある。

実際に国立教育政策研究所による平成 17 年度の教育課程実施状況調査<図表 3-1>では近現代史の正答率が標準を下回っているとの結果が出ている。

内 容	問題数	設定通過率を上回る	設定通過率と同程度	設定通過率を下回る
(1) 歴史の考察	8	4 (50.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)
(2) 原始・古代の社会・文化と東アジア	10	5 (50.0%)	5 (50.0%)	0 (0.0%)
(3) 中世の社会・文化と東アジア	8	4 (50.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)
(4) 近世の社会・文化と国際関係	10	5 (50.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)
(5) 近代日本の形成とアジア	10	5 (50.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)
(6) 両世界大戦期の日本と世界	8	0 (0.0%)	1 (12.5%)	7 (87.5%)
(7) 第二次世界大戦後の日本と世界	6	3 (50.0%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)
合 計	60	26 (43.3%)	18 (30.0%)	16 (26.7%)

(出典) 国立教育政策研究所 平成 17 年度高等学校教育課程実施状況調査

図表 3-1

実際に、現職の教師へヒアリング(近現代史の授業の実施状況)を実施した。近現代史を学ぶ科目として「現代社会」と「日本史」があり、共に別の課題が存在することがわかった。

「現代社会」に関しては、これまでも述べてきた通り安全保障が日本国憲法におけるいわゆる「平和教育」の一環として記載されている点である。世界の中の日本として国際情勢からの視点で安全保障を学ぶ構成であれば、われわれを取り巻く環境の中で何をすべきか、という観点から議論が可能になるのではないかと。

「日本史」においては、史実関係を中心として時代順に学習することで近現代史を詳しく教える時間が確保できないという点である。また、受験において「安全保障」がテーマとなることがないため、重視されていないという現実もある。学習指導要領²¹だけでなく、入試制度の在り方も改革が必要なのかもしれない。

【参考】歴史の授業時間

歴史教育について、われわれの世代であった80年代は年間120時間として指導計画をされており(現在は105時間)、概ね次のようなものと言われている。これを見ると、近現代史にも十分な時間が割かれているように見えるのだが、われわれの実感とは異なる。

²⁰ 教育勅語とは、正式には「教育ニ関スル勅語」といい、1890年(明治23年)に発表された、天皇制国家の思想、教育の基本理念を示した勅語。

²¹ 全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を定めたものと定義している。(文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/1304372.htm 2018/2/15)

(『学校図書』の教科書指導書を参照)

① 文明のおこりと日本	11時間
② 日本の古代国家	12時間
③ 封建社会のはじまり	12時間
④ 室町時代・村の自治と町衆・室町文化 の封建社会の完成	17時間
⑤ 封建社会のいきづまり	8時間
⑥ 近代世界の開幕	8時間
⑦ 近代日本の成立	9時間
⑧ 近代日本の発展と東アジア	15時間
⑨ 第一次世界大戦と日本	9時間
⑩ 大正デモクラシー・市民文化と生活の 変化の第二次世界大戦と日本	8時間
⑪ 大戦後の世界と日本	11時間
合 計	120時間

3.2.3 世界の歴史教育

世界の主な国々と日本における歴史教育に関わる教育課程の比較

	日本	合衆国	英国	ドイツ	フランス
～参考資料～	2009年高等学校学習指導要領地歴	1996年ニューヨーク州(New York Learning ST)	2003年ナショナル・カリキュラム(K3)	2004年バーデン=ヴュルテンベルク州	2005/2006年度までの教育課程
①動向	○地歴各科目の間連付けを重視し、諸資料を活用した探究活動を充実	○全米教育組織による全米基準を参考に各州が策定	○歴史学習の成果を、実社会で役立つ学びへと転移させるために歴史学の手法を導入、時系列をおさえた学習を重視	○2015新レアブラン発表予定：コンピテンシーの獲得重視、共通コンピテンシーと校種毎の段階的評価基準の明確化へ	
②取り扱う主要な概念、キーワード	○歴史的思考力の育成 ○国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質の育成	○6つの概念で構成（文化の伝播、移動・移住、多地域帝国、宗教システム、交易・貿易、衝突）、諸地域世界の相互作用を取り扱う	○歴史学の概念（継続と変化、原因と結果、類似、差異と重要性）の理解 ○概念の活用 ○探究方法の理解 ○見方の獲得	○疑問のコンピテンシー ○判断のコンピテンシー ○方法のコンピテンシー	○7つの能力・資質・技能を「共通基礎」におく (1)仏語 (2)1つ以上の現代外国語 (3)数学の基礎原理 (4)科学的・人文的文化 (5)情報通信技術 (6)社会的市民的資質 (7)自律と自主的精神への到達
③学習活動等の特徴	○作業的・体験的な学習活動を取り入れ、言語活動の充実を図る	○多様な時間・空間から、自他の地域を相対化 ○政治経済学習と連携 ○将来に向けた実社会に役立つ資質の育成 ○過去の事象の歴史評価を問う	○地域・国家・ヨーロッパ・世界レベルでの歴史を扱い、多様性を強調 ○主題設定し、概観学習・テーマ学習・深化学習を組合せる	○教師が問いを発し、諸資料を活用して、探究的に授業を構成 ○日常的にICTを歴史の授業で活用	○知識教授中心の伝統的な教育課程に立脚 ○歴史は自国史・他国史の区分なし(仏史中心) ○地理は初等を除き逆同心円(グローバルな視点導入)

諸外国の状況を分析すると、①グローバル社会に求められる資質・能力に着目し、②主要な概念を中心にカリキュラムを構成し、③歴史の探究手法を習得させ、歴史的思考力を培うことを重視する傾向があることが見て取れる。

(出典) 文部科学省

図表 3-2

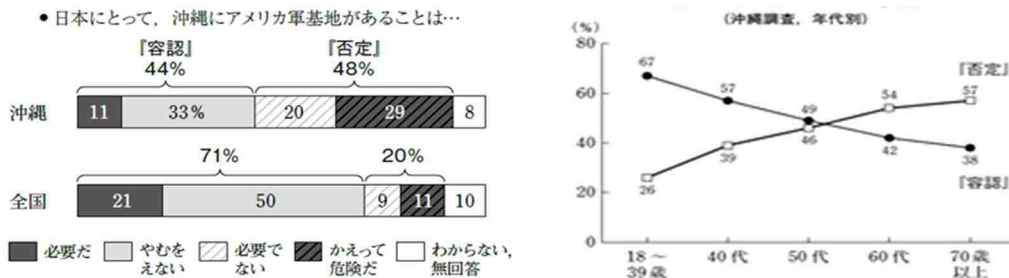
日本の歴史教育を見てきたが、日本が特殊なのかを知るために各国はどのような歴史教育を実施しているのか確認した。上記<図表 3-2>の資料(文部科学省作成)によれば、現在の日本の歴史教育も思考力の向上を図るカリキュラムとなっている。ただ、われわれの時代は、入試合格を目指し史実を詰め込んだという印象が強い。今回ドイツやオーストラリアの方々にヒアリングしたところ、「ディベートやプレゼンを通じ、史実を探究し自分の意見をもつ」ことに主眼を置いていることがわかった。われわれが知識を蓄えるだけで物事を考え、議論し、意見を述べるができないのは、こうした教育の実状も影響しているのではないだろうか。

また、今回海外視察で訪問した台湾・香港で、現地の大学生と教育について議論したが、概ね日本と同様に詰め込み型で教育熱心であることがわかった。ただ、違うのは自国への誇りと自国への歴史探求だけに留まらず、世界の近現代史を理解し各自が意見を持ち発信できることである。近現代の国家は各国の政治・経済に互いに影響しながら発展してきた。現代においては、彼らのように自国の歴史だけでなく世界とのつながりから見た自国の歴史を学び、考え、意見を述べるようになる必要があると実感した。

3.2.4 沖縄の現状と認識不足について

われわれは今回、沖縄の団体・企業なども訪問した。

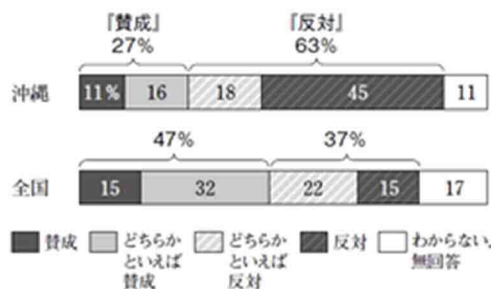
昨今の周辺情勢から、沖縄の安全保障上の重要性がますます高まってきていると思われるが、事前に調べた 2017 年 4 月の NHK 文化放送研究所が実施したアンケート調査「復帰 45 年の沖縄」では沖縄と本土で安全保障の認識の違いが浮き彫りになっている。日本の安全にとって沖縄の米軍基地を必要と考えている本土の人は 71%なのに対し沖縄では 44%となっている。また、世代間で大きな認識の違いがあることもわかる。〈図表 3-3〉



(出典) NHK放送文化研究所 沖縄米軍基地をめぐる意識 沖縄と全国

図表 3-3 米軍基地と日本の安全

また、普天間基地を名護市辺野古へ移設することについても、本土では賛成が 47%、反対が 37%なのに対し、沖縄では賛成が 27%、反対が 63%と意見の違いが大きいことがわかる。〈図表 3-4〉



(出典) NHK放送文化研究所 沖縄米軍基地をめぐる意識 沖縄と全国

図表 3-4 名護市辺野古移設への賛否（全体）

今回の訪問では、沖縄の歴史や米軍基地問題²²など改めて勉強不足と認識の違いを痛感したが、特に印象に残っている点は、次の 3 点である。

- 1) 米軍の基地が沖縄に集中している点に関して、地政学²³的に中国・朝鮮や東南アジア諸国との治安維持において効果的と認識していた。ただ、話を伺い「なぜ米ソ冷戦時代に、ソ連から遠い沖縄だったのか。地政学に基づき置かれているのではない」と指摘され、何も答えることができなかった。

²² 沖縄県民の安全、福祉、経済だけでなく、日本ひいてはアジア地域全般の安全保障にかかわる重要な問題。ここでは米軍基地移転問題を指す。

²³ ここでは、地理的諸条件を基軸におき、一国の政治的発展や膨張を合理化する国家戦略論を指す。

- 2) 米軍基地問題に関して、沖縄県は県民の生活に影響を及ぼす事を懸念しているが、米軍基地をすべて否定しているわけではないという点も新たに気づかされた。また、日本政府と沖縄県の論点の違いもわかった。政府は現状の改善を、沖縄は「本来どこに基地があるべきか」を論じている。
- 3) 沖縄県民の意識は「日々の問題の解決優先」である一方、政府は「長期的な解決の視点」もしくは「政治的な視点」で対応しているという認識の相違を確認できた。また、沖縄県民の中には、「沖縄が中国になることに抵抗がない。なぜならば、沖縄は琉球王国²⁴・米国・日本という歴史を経験しており、経済成長ができるなど生活環境が改善するのであるならば、中国になっても問題ない」との意見もあった。

以上のように安全保障観について、沖縄と本土では大きなギャップがある。これらは日本の安全保障上、沖縄は重要だと認識しながらも、身近に基地がないことから当事者意識を持って沖縄の基地問題について考えていないことの表れだといえる。われわれは限られた情報をもって物事を判断していたことに気づかされた。

3.3 思考停止

第二次世界大戦後、日本は「吉田ドクトリン」の下、軍事を米国に任せることで経済復興と平和を享受することができた。ただその結果、国民は長きに亘り、安全保障については米国が担うものと信じ、平和が当たり前となって当事者意識が希薄になっていった。また、日本の詰め込み型の教育や近現代史をほとんど学ぶことなく成人したことによって、今起こっている脅威や外交問題に対しても、自ら考え、判断し、意見を述べることができなくなった。

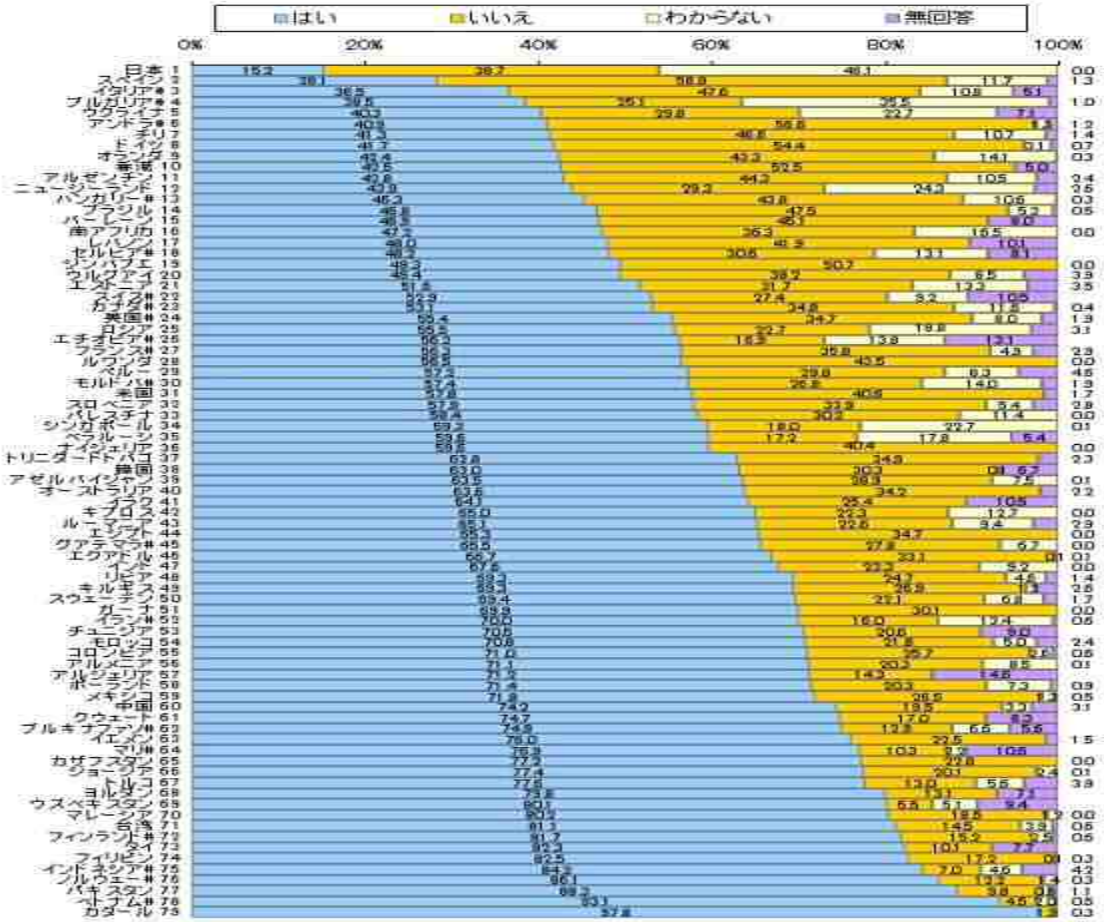
一例として、<図表 3-5>にある「もし戦争が起こったら国のために戦うか」との質問に関し、「はい」の比率が日本は 15.2%と世界 78 ヶ国中最低となっているが、特筆すべきは、「わからない」が 46.1%と世界で最も多い数字となっていることが挙げられる。

こうしたことから、日本人が「安全保障」について思考停止状態に陥っているとわれわれは考えた。

²⁴ 琉球王国とは、今から約 570 年前(1429)に成立し、約 120 年前(1879)までの間、約 450 年間にわたり、日本の南西諸島に存在した王制の国のこと。

世界価値観調査²⁵ (2010年調査、2016年発表)

もし戦争が起こったら国のために戦うか(2005年期～2010年期)



(注) 各国の全国18歳以上男女1,000サンプル程度の回収を基本とした意識調査の結果。
#は2010年期データがない国の2005年期データ。ここでは「はい」の小さい順に国順をソートした。
(資料) World Values Survey HP(2016.3.14)

(出所) 社会実情データ図録

図表 3-5

²⁵ 世界 97 カ国・地域の研究組織によるグローバル協働プロジェクトで、定量調査により、一般の人びとの価値観や意識を比較・分析するものである。
(東京大学 http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01_230422_j.html 2018/2/15)

第4章 安全保障に必要な国力

第1章と第2章においては、まず国際情勢の大きな変化に伴い、日本を取り巻く安全保障上の懸念がかつてないほど高まっていることを述べ、自国の問題としては、あいまいな憲法解釈、防衛関係費の財源確保の難しさ、そして安全保障上の脅威に対する国民の知識不足や無関心について述べた。第3章においては、その状況に陥った現状を受け止め、戦後の安全保障に関する経緯を振り返った。そして、敗戦国としての平和教育、近現代史の軽視、詰め込み型教育といった日本の「教育」に起因する国民の知識・当事者意識の不足による思考停止の問題について言及した。

ここで、われわれは改めて安全保障に必要な国力とは何かについて議論を重ね、安全保障に必要な国力には一義的には「世界を牽引する経済力」、「確固たる防衛力」が必要であり、加えてそれを支える「国民一人ひとりの思考力」が必要であると結論づけた。



「経済力」

経済成長なくして防衛費の確保はできない。しかしながら、世界の名目 GDP に占める日本の割合は 2015 年の 5.6% から 2030 年には 4.4%、2060 年には 3.2% へと低下する見込みで、これは日本の経済成長率が世界の国々と比較して相対的に低いことを意味する。後述するが、周辺国が経済成長を背景に、防衛費を増加する中で、日本経済の低成長は適切な防衛費の確保に支障をきたす。

加えて、経済は安全保障の手段としても利用される。例えば、経済的な損害や利益(あるいはこれらの脅しや約束)を与えて相手にメッセージを伝えることもあれば、様々な経済政策を通じて、自国や友好国のパワーを維持・補強することもある²⁶。世界経済における日本の国際的プレゼンス低下は、「経済力」の安全保障の手段としての利用をも困難にする。

このように軍事と経済は不可分であり密接に関係しているのだ。

「防衛力」

様々な脅威から国民の生命と財産を守り抜くためには、言うまでもなく防衛力が必要である。その防衛力は前述のとおり、世界第 8 位²⁷であるが、日本周辺国の国防費は中国が日本の 8.4 倍、ロシアが 3.8 倍と大きな開きがある。また、最近 10 年間における各国の国防費の変化では日本がほぼ横ばいであるのに対し、中国は 3 倍、ロシアも 2016 年までは 4.5 倍と中国を上回るペースで増加させてきており、相対的な防衛力低下を招いている²⁸。

²⁶ 長谷川将規『経済と安全保障の交差点』より一部抜粋 http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai_archive/2010/2014-09_002.pdf?noprint (2018/2/14)

²⁷ 世銀：World Bank 2016 年

²⁸ 平成 29 年度版防衛白書、256 ページ

「思考力」

前章においては、もし戦争が起こったら国のために戦うかというアンケートで、「わからない」が46.1%と世界で最も多い数字となっている結果を紹介した。これは、敗戦国としての平和教育、近現代史の軽視や詰め込み型教育によって国民の安全保障に対する知識や当事者意識の不足を招き、思考停止に陥っていることの表れである。

上述のとおり、「経済力」や「防衛力」に係る懸念が高まっているにもかかわらず、安全保障に関して国民が思考停止状態にあるため、今後国力の低下を招く恐れがある。それを回避するためには、国民一人ひとりが当事者意識を持って考える力、すなわち「思考力」が重要になってくる。

次章において、われわれの提言である国民の思考力向上プログラムを示す。

第5章 提言 ～思考停止からの脱却に向けて～

現在の日本において、われわれが定義する「国力」を構成する3つの要素の一つである「国民一人ひとりの思考力」が不足していると前章で述べた。安全保障上の脅威や課題に対して平和を維持するためには、現実と向き合い、一人ひとりが当事者意識をもって考え、行動しなければならない。思考停止の言い訳のように、ただ願うだけでは平和は維持できない。

では、前章で重要と述べた安全保障に対する思考力の向上のためには何が必要なのか。

5.1 われわれの経験したこと

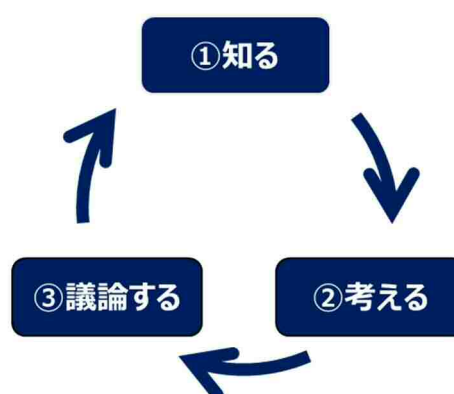
ここでわれわれがこの半年間、サイバー適塾第16期安全保障グループで経験したことについて触れてみたいと思う。われわれは、おそらく多くの国民と同じように安全保障についての見識に乏しく、ほぼ思考停止の状態からのスタートであった。学界講師箕原俊洋先生からのご指導、ご助言を頂き、約半年間本提言の作成に取り組んだが、まずは講義やその予習復習、各種調査などでわが国の安全保障の歴史的な経緯・実態を把握することから始めた。そして、新たに知った事実や現状をもとに国際社会における日本の安全保障の問題点がどこにあるのかを考え、メンバーと幾度も意見を交わした。やはり、能動的に知ると興味がわき関心を持つものであり、今までなら読み流していたニュースや新聞記事などが目に付くようになった。このようにして、徐々に日本の安全保障を考えるための知識がストックされていったのではないか。これらの知識を携え、実際に沖縄・台湾・香港を訪問して関係各所の方々から現地の生の声を聞き、意見交換を行うことで、われわれの安全保障についての理解が格段に深まった。

つまり、これらの経験を通して「知る」ことにより、脅威や課題が身近に存在するということを認識し、どうすれば平和な生活を維持することができるか、当事者意識を持って「考える」ようになった。そして、日常生活で語ることがタブー視されがちな日本の安全保障について侃侃諤諤の議論を行い、自身の考えを持ち、その考えを発することができるようになった。われわれは日本の安全保障に対する意識が変化し、思考停止の状態から脱却できたのである。

5.2 思考力向上サイクル

安全保障についての見識がほぼ皆無であったわれわれが、この半年間で自分なりの見識を持つようになったことは前節で述べたが、では、われわれがどのように安全保障についての見識を深めていったのか、一例を挙げて考察してみたい。「20年前から、日本の全土が北朝鮮のミサイルの射程圏内に入っていた」この事実は、今回のサイバー適塾での学びを通じてわれわれがはじめて知ったことである。この事実に対して「なぜこれまで平和が維持されてきたのか、日米同盟があったからではないか」と考え、塾生間で議論をした。「日米同盟は今後も有効なのか」「今後日本の平和を守るためには、日米安保を強化すべきだ、いや米国だけに依存しない多国間の関係を強化すべきだ」など種々様々な意見がでた。この一例のように、議論を通じて新しく知った事実や自分と異なる考え方が刺激となり、また知り、考え、議論を繰り返したわれわれの経験を踏まえて、図式化したのが思考力向上サイクルである。〈図表 5-1〉

- ① 知る → 現実を知る
 - ・近現代史の知識
 - ・国際情勢の現状
- ② 考える → 意思を持つ
 - ・世界の中での日本の立ち位置
 - ・現状を踏まえた日本の安全保障
- ③ 議論する → 意思を深化させる
 - ・自分の意思を伝える
 - ・様々な考えに触れる



図表 5-1

繰り返しになるが、われわれは日本の安全保障の現状、各国の日本観、各国との経済的関係や軍事的関係などの現実を知った。そして世界の中での日本の立ち位置を考え、今後の日本の安全保障のあるべき姿、具体的には日米安保の方向性、米国以外の国との関係強化の可能性、憲法改正の是非、軍備のあり方や軍備費の適正化といった様々なテーマについて考え、議論した。このように「①知る」「②考える」「③議論する」のサイクルにより、日本の安全保障に対しての見識が深まっていったのだ。ここで忘れてはならないのはリアリズム、すなわち現実を直視することである。個々の意思は多様であるべきと考えるが、安全保障を考える上での国際情勢の知識とその考察はリアリズムに基づいた視点であらねばならない。このサイクルが機能すると、安全保障という言葉だけでアレルギー的に反応する世論は払拭され、誰もが安全保障について、自身の考えに基づき議論できる風土が醸成されるのではないだろうか。このサイクルこそが、安全保障観を養うための効率的な学習方法とも言えよう。次節では、具体的なプログラムについて説明する。

5.3 思考力向上プログラム

この半年間のわれわれの経験をもとに、思考力向上プログラムの具体的な施策は、以下の3点をコンセプトに設計した。

【思考力向上プログラムのコンセプト】

- ① 知識不足、無関心、タブー視されがちな安全保障観に配慮し、安全保障「教育」と謳わない。
- ② 安全保障のベースとなる近現代史・国際情勢を深く理解することで、安全保障に関する思考を活性化させる。
- ③ 現行教育制度の枠組みや企業研修の延長で、全世代に亘り段階的に学べる。

上記のようなコンセプトをプログラムに盛り込むことを念頭に置き、次に3つの目的を掲げた。

1つ目は「近現代史／国際情勢の基礎知識の蓄積」で、前節で述べた「知る」ということを目指すものである。2つ目は、「考え、議論する基礎能力の修得」で、われわれ日本人がこれまで不得手としてきた議論するための基礎能力修得を目指すものである。これら2つは、基礎知識や基礎能力の獲得段階であるのに対し、最後の「近現代史と国際情勢に関する思考力向上」は実践段階である。

次に、それぞれの実施目的に対応するプログラムについて、段階的にスキルを身に付けることができるよう、対象とする世代別に3つのSTEPに分け、小学生、中学生を対象とする【STEP 1:基礎プログラム】、高校生、大学生から社会人の一部を対象とする【STEP 2:実践プログラム】、社会人を対象とする【STEP 3:能動的応用プログラム】に分けて具体的に考えていく。

【STEP 1:基礎プログラム・・・考える習慣を身につける】

- ◎ 戦争に関する史跡や資料館の往訪や、その事前学習により、近現代史や国際情勢の基礎知識の蓄積を行う。現地を訪問し、自身で見聞きし、能動的に学ぶ。
(例) 広島平和記念資料館や知覧特攻平和会館をはじめとする戦争関連施設を訪問し、戦争について様々な角度から考える。
- ◎ 広範な社会問題をテーマにしたディベート、グループ討議を年2回程度実施することで考え・議論するという基礎能力の修得を目指す。
(例) 次期学習指導要領では主体的・対話的で深い学びを目指すアクティブ・ラーニングの考え方が導入される予定だが、これを活用して社会問題をテーマとしたグループ討議を行う。

【STEP 2:実践プログラム・・・世界の中での日本を知る】

- ◎ 国際情勢関連の新聞記事に焦点を当てた英語の授業を実施し、国際情勢に関する思考力を養う。
(例) (次期学習指導要領で実施予定)
- ◎ 海外の学生との交流を通じて、国際情勢に関する思考力を養う。
(例) 既存のJETプログラム(「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme の略称)で招聘されている外国人青年を交えて、国際情勢について討議する。
- ◎ 近現代史の学習を充実することにより、近現代史に関する思考力を養う。
(例) 次期学習指導要領にある近現代史に特化した「歴史総合」の授業。
- ◎ 安全保障に関わる近現代史、国際情勢をテーマとしたディベートを年2回程度実施することで、近現代史、国際情勢の思考力を向上させる。

◎ 地政学リスクやビジネス環境に関する研修を実施し、思考力の向上につなげる。

(例) 海外と接点のある企業での国際情勢・ビジネス環境に関する研修において、安全保障についても触れる。

【STEP 3: 能動的応用プログラム・・・日本の安全保障を語る】

◎ 防衛関係者との意見交換の場を設け、安全保障の実状を知る機会を提供する。

(例 1) 通常の防災訓練に加え、自衛隊員による安全保障研修も同時に実施する。

(例 2) 安全保障について気取らず議論ができる、現役・退役自衛官が常駐する「ANPO パブ」。

◎ 海外企業や機関と意見交換を行い、安全保障に関する多様な価値観(国家観、愛国心等)に触れる機会を設ける。

(例) 経済団体を介して海外企業や機関との定期的な往来の場を設け、国際情勢や地域の安全保障について意見交換する。

以上の具体的な思考力向上プログラムには、すでに取り組みが始まっている、あるいは始まりつつあるものもあるが、今回これらも含め体系的に実施することを提言する。特定の世代だけでなく、幅広い世代において日本の安全保障について考える機会が持てることで、われわれ国民一人ひとりの安全保障に対する思考力が高まり、ひいてはわれわれの言う「国力」が強化されるものと期待する。

おわりに

北朝鮮問題の緊迫化や中国の拡大政策など、日本の国民生活にまで安全保障上の脅威が迫ってきている今、一般の国民の意識はどうだろうか。われわれサイバー適塾第16期安全保障グループ一同は、安全保障という言葉は「難しい、わからない」というのが第一印象で、国会や討論番組だけの出来事と思っていた。おそらくたいの日本国民の意識レベルはそれとそう大きくは変わらないであろう。

本提言では、脅威に対する日本の実態として、有事に適確な対応ができるかどうかを考え、「あいまいな憲法解釈」、「無責任な世論」、そして「防衛関係予算の厳しい財源確保」の3つの問題点を導いた。特に、「あいまいな憲法解釈」に対する憲法改正議論について、国民が自身の生活に直接関係のないことは専門家に任せておけばよい、と当事者意識を持たず、無責任な世論を形成していることを強く危惧した。その背景には「吉田ドクトリン」や戦後の平和教育、近現代史の軽視、詰め込み型教育があり、その結果、「安全保障」に関する国民の思考停止に至り、当事者意識の欠如を招いたと結論付けた。

日本の安全保障に関する「国力」には「世界を牽引する経済力」、「確固たる防衛力」だけでは不十分である。国民一人ひとりが現実を直視し当事者意識を持って考える「思考力」が不可欠なのである。われわれは近現代史の知識や国際情勢に留まらず、軍事力に関する情報、他国の歴史教育など、とにかく「知る」ことから始め、それぞれの背景や要因、そして今現実にかけていることについてしっかりと考え、議論し、さらにまた知る、ということを繰り返した。その結果、国の安全保障に対する当事者意識を持つに至った。こうしたわれわれの原体験から、思考力向上サイクルの必要性について提言することとした。

知る、考える、議論する。われわれが提言する思考力向上プログラムは、安全保障教育というものが自然に受け入れられるほど機が熟していない現時点において、あえて「教育」と謳わず、平和とは何か、なぜ戦争が起きたかなどについて考え議論することから始め、思考力の向上、当事者意識の醸成を通じて、国民一人ひとりが世界の中での日本を知り、日本の安全保障を語るようになることを目指すものである。

今まさに、安倍政権が進めようとしている憲法改正について、本提言が改憲推進に偏った意見ではないことを断った上でこう言いたい。

「皆さん、国会で議論されている改憲というテーマについて、議論の一部分である第9条という単語だけを聞いて自分で考えることなく、反射的に戦争反対という思考になっていませんか？ 2020年に実施が検討されている改憲に関する国民投票において、自信を持って意思を表明できますか？」

われわれが海外視察で訪問した台湾と香港では、大人のみならず大学生も日本の政治・経済に

も関心を持っていた。翻って、われわれ日本国民は、他国のことはもちろん、自国のことについてもあまりに関心ではないか。子供も大人も、国民一人ひとりが安全保障について思考し、意見を語るステージになるまでに相当な時間を要することは間違いない。しかし、国民一人ひとりの「思考力」が高まることで、近い将来には安全保障に踏み込んだプログラムを実践できるようになるとわれわれは確信している。われわれの提言する思考力向上サイクルを十分に習熟すれば、国際情勢にも関心が湧き、「世界を牽引する経済力」と「確固たる防衛力」を支える「国民一人ひとりの思考力」が自ずと強化され、安全保障に必要な国力が高まることは間違いない。

世界の中で相対的に豊かな国民生活、紛争の無い平和な生活を永続的に維持、向上させるため、今すぐ始められることは何か。本提言が、日本の安全保障上の国力を高める一助となることを切に願う。

【参考文献】

- 防衛省編 『日本の防衛—防衛白書(平成 29 年版)』
- 沖縄県編 『沖縄から伝えたい。米軍基地の話。Q&A Book』 2017 年
- 赤松美和子・若松大祐編著 『台湾を知るための 60 章』 明石書店、2016 年
- 五百旗頭真編 『戦後日本外交史(第三補訂版)』 有斐閣、2014 年
- 伊勢崎賢治・布施祐仁 『主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿』
集英社、2017 年
- 加藤弘之・渡邊真理子・大橋英夫 『21 世紀の中国経済篇』 朝日新聞出版、2013 年
- 茅原郁夫・美根慶樹 『21 世紀の中国軍事外交篇』 朝日新聞出版、2012 年
- 倉山満 『国際法で読み解く戦後史の真実』 PHP 新書、2017 年
- 高坂正堯 『国際政治』 中央公論社、1966 年
- 櫻澤誠 『沖縄現代史』 中央公論新社、2015 年
- 桜林美佐 『自衛隊の経済学』 イースト・プレス、2015 年
- 高橋洋一 『図解 図 25 枚で世界基準の安保論がスッキリわかる本』 すばる舎、2016 年
- 田代正廣 『台湾はなぜ親日なのか』 彩図社、2017 年
- 富澤暉 『逆説の軍事論』 バジリコ、2015 年
- 豊田有恒 『国防音痴が、国を滅ぼす』 祥伝社、2015 年
- 日本再建イニシアティブ 『現代日本の地政学』 中央公論新社、2017 年
- 野嶋剛 『台湾とは何か』 筑摩書房、2016 年
- 橋本明子 『日本の長い戦後 敗戦の記憶・トラウマはどう語り継がれているか』
みすず書房、2017 年
- 藤野彰・曾根康雄編 『現代中国を知るための 44 章 第 5 版』 明石書店、2016 年
- 簗原俊洋編 『ゼロ年代・日本の重大論点』 柏書房、2011 年
- 『アメリカの排日運動と日米関係』 朝日新聞出版、2016 年
- 森本敏監修 『図説 ゼロからわかる日本の安全保障』 実務教育出版、2016 年
- 吉川雅之・倉田徹編著 『香港を知るための 60 章』 明石書店、2016 年
- H・J・マッキンダー 『マッキンダーの地政学』 原書房、2008 年
- ジェイムズ・スタヴリディス 『海の地政学—海軍提督が語る歴史と戦略』 早川書房、2017 年

【サイバー適塾 第16期生 安全保障グループ名簿】

[担任講師]	箕原 俊洋	神戸大学大学院法学研究科 教授
[塾 生]		
(リーダー)	衣川 雅彦	三菱商事株式会社
(サブリーダー)	長光 孝昌	株式会社三井住友銀行
	安部 征一	株式会社大林組
	石田 賢太郎	株式会社NTT フィールドテクノ
	大坪 義和	三菱電機株式会社
	河野 保寛	株式会社ミライト・テクノロジーズ
	下向 博昭	丸一鋼管株式会社
	中井 浩之	西日本旅客鉄道株式会社
	橋本 幸雄	日本電気株式会社
	福嶋 由美	株式会社博報堂
	山下 哲也	株式会社近鉄・都ホテルズ
	渡邊 勇	富士通株式会社
[事務局]	山本 陽生	サイバー適塾運営協議会

2018年3月発行

発行者 **サイバー適塾運営協議会**
事務局長 水谷 恒介

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-27
中之島センタービル 6階

TEL (06)-6441-3036

FAX (06)-6441-3038

URL <http://www.tekijuku.ne.jp>

EMAIL info-ct@tekijuku.ne.jp

(文責 サイバー適塾運営協議会事務局)